

## 太田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、太田都市計画道路を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、下記のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、市長に意見書を提出することができる。

令和7年4月18日

太田市長 穂積昌信

### 記

1 都市計画の種類 太田都市計画道路

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 変更する部分

名称	区域
3・4・31号 尾島環状線	太田市下田島町、尾島町、岩松町、亀岡町、阿久津町、大館町、安養寺町地内
3・5・54号 新町徳川線	太田市世良田町地内
3・5・55号 歴史公園南北線	太田市世良田町地内
3・3・13号 竜舞中央線	太田市龍舞町地内

3 縦覧場所 太田市役所都市政策部都市計画課

4 縦覧期間等

(1) 縦覧期間 令和7年4月18日（金）から5月2日（金）まで  
（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(2) 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで